

電波監理審議会（第943回）議事要旨

1 日 時

平成21年6月10日（水）14：15～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

濱田 純一（会長）、原島 博（会長代理）、小舘 香椎子、松崎 陽子、山田 攝子

(2) 電波監理審議会審理官

佐藤 歳二、森下 浩行

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、山川情報流通行政局長、久保田官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて

（19. 12. 12付議第24号、20. 2. 6付議第1号及び第2号、20. 6. 11付議第5号、20. 10. 8付議第7号、20. 12. 10付議第8号及び第10号、21. 1. 21付議第1号並びに21. 3. 11付議第3号及び第4号）

個人並びに短波放送受信者95名、97名及び100名からの広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて、いずれも広帯域電力線搬送通信設備に係る型式指定処分の名宛人ではない第三者からなされたものであり、その申立適格について審議した結果、異議申立人に法律上の利益がないため、却下することとする決定案を議決した。

(2) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立ての付議について

（付議第5号）

平成21年3月17日付けで付議された、総務大臣が行った平成21年総務省告示第135号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係るアマチュア無線家

ら115名による異議申立てについて、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する主任審理官として佐藤歳二を、主任審理官を補佐する補佐審理官として森下浩行をそれぞれ指名した。

○ 総務省の説明

本件は、平成21年3月17日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分の取消しを求める異議申立てが提起されたものである。

異議申立ての年月日は、平成21年5月13日であり、異議申立人は平成19年付議第1号から付議第4号まで、同年付議第22号、同年付議第23号、平成20年付議第3号、同年付議第4号、同年付議第6号、同年付議第9号及び平成21年付議第2号と同様のアマチュア無線家ら115名となっている。

異議申立てに係る処分は、平成21年3月17日付けで官報告示された型式指定処分7件である。

電波法令に基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の異議申立適格を除き「適」としている。異議申立人の異議申立適格については、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため審査留保とし、電波法第85条の規定に基づき、電波監理審議会の議に付するものである。

(3) 無線従事者規則の一部を改正する省令案について

(諮問第23号)

無線従事者免許証のカード化等に伴う関係規定の整備について、次のとおり総務省から説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手續を主宰する審理官として森下浩行を指名した。

ア 総務省の説明

本件は、無線従事者免許証のカード化等に伴い関係規定を整備するものである。現在、無線従事者免許証は、手帳型と大判型の2つの免許証がある。無線局の運用に際しては、免許証の携帯が義務付けられているが、現在の免許証は折り曲げに弱く、携帯性が悪いことから、自動車運転免許証等で使われているプラスチックカードと同じカードを使用することにより、携帯性及び耐久性の向上を図るものである。

また、申請手續の合理化のため、申請書の様式及び申請書に添付する写真の大きさを統一することとし、氏名、生年月日等を証する書類の添付については、これまでは住民票コードを記載する場合のみを認めていたが、総務大臣が免許証等を発行している無線従事者免許証、電気通信主任技術者資格者証及び工事担任者資格者証の番号を記入することにより、添付の省略を

可能とするものである。

(3) 3. 9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する計画の認定について
(諮問第24号)

イー・モバイル株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に対する3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する計画の認定について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、1.5GHz帯及び1.7GHz帯において、10MHz又は15MHzの4つの周波数帯を割り当てることとする3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する計画の認定についてである。

3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（開設指針）に基づき、平成21年4月3日から同年5月7日まで申請受付を行ったところ、イー・モバイル株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社の5者から申請があった。

これらの申請について、開設指針により、地域ごとに連携する申請の場合には1の申請とみなすこととなっているため、地域ごとに連携する者として申請しているKDDI株式会社と沖縄セルラー電話株式会社からの申請については、1とみなした。開設計画の認定の申請の数が5以上の場合には比較審査を行うこととなっているため4の申請については、要件審査のみを行い、比較審査は行わなかった。

それぞれの申請について、電波法第27条の13第4項各号に基づき、審査を行った結果、いずれの申請も適当と認められることから、認定をすることとしたいとするものである。

(4) 放送普及基本計画の一部変更案について
(諮問第25号)

コミュニティ放送に係る空中線電力の値を必要最小限とする旨の規定の整備について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

コミュニティ放送局とは、市町村の一部の区域において生活情報、行政情報、観光情報等の地域に密着した情報を提供するため、平成4年1月に制度化された超短波放送FM局であり、その空中線電力は原則として20W以下とし、必要な放送エリアをカバーできる必要最小限のものであることとしている。

現在、市町村合併が進み市町村の面積が拡大したことから、中継局を設置すること等により

カバー率の向上を図る場合も出てきているところであるが、放送区域のカバー率向上のため、空中線電力を増力したいとの要望が現在、多数寄せられているが、コミュニティ放送局は全国的に増加傾向にあり、未開局の市町村における新規に開局する機会の確保も必要であることから、電波法関係審査基準の一部を改正することにより、周辺の市町村における新規開局計画への影響がない等の場合に限り、空中線電力の例外的な増力を可能とすることと併せて、放送普及基本計画において、コミュニティ放送を行う機会をできるだけ多くの者に対し確保するため、空中線電力の値を必要最小限のものとする旨の規定を追加するものである。

イ 主な質疑応答

- ・ コミュニティ放送は地域の情報をリアルタイムに放送するものとして多くの視聴者がいるものと考えられるが、視聴者数を把握しているのか、との質問があり、事業者数等については把握しているが、視聴者数については把握していない、との回答があった。
- ・ コミュニティ放送局が免許取得後、開局していないような事例はあるのか、との質問があり、免許取得後、開局していないという事例はないと考えているが、例えば夏期のみ運用するといったことも可能である、との回答があった。

(5) 特別衛星放送に係る委託放送業務の認定について

(諮問第26号)

放送大学学園他8者12番組に対する特別衛星放送に係る委託放送業務の認定について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

本件は、平成23年から新たに開始する特別衛星放送に係る委託放送業務の認定についてである。

平成21年2月24日から同年3月23日まで、認定申請の受付を行ったところ、BS放送用周波数に対し放送大学学園1番組及び一般放送事業者18者22番組、東経110度CS放送用周波数に対し一般放送事業者14者14番組の高精細度テレビジョン放送等の申請があった。

すべての申請について、放送法等に基づき要件審査を行った結果、いずれの申請も適当と認められたことから、放送普及基本計画により放送大学学園については申請のとおり認定することとし、一般放送事業者については、割当可能な周波数が不足することから、比較審査を行った。

比較審査として、まず放送法関係審査基準に基づき①高精細度テレビジョン放送を行う業務、②標準テレビジョン放送を行う業務、③超短波放送又はデータ放送を行う業務、④その他の業務の順に優先する第一次比較審査を行い、その後まだ割当可能な周波数が不足したため、第二次比較審査として(1)事業計画の確実性、(2)表現の自由の享有、(3)放送番組の多様性、(4)

広告放送の割合、(5)個人情報の保護、(6)青少年の保護、(7)視聴覚障害者への対応及び(8)放送番組の高画質性という8項目の基準の適合性、その他放送の普及、健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先することとした。その結果、株式会社スター・チャンネル(2番組)、株式会社アニマックスブロードキャスト・ジャパン(1番組)、株式会社WOWOW(2番組)、財団法人競馬・農林水産情報衛星通信機構(1番組)、株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング(2番組)、株式会社ビーエスFOX(1番組)、株式会社キッズステーション(1番組)及びマルチチャンネルエンターテイメント株式会社(1番組)の8者11番組を認定することとしたいとするものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 今回認定するとした者であっても、第二次比較審査の一部の項目において高い適合性を有していない場合もあるが、この場合において認定をする際に条件を付けることは考えているのか、との質問があり、認定するとした者はいずれも、必要最小限の水準を満たしているところであり、今後この適合性を高めていく方向に努力していただくよう期待している、との回答があった。

(文責：電波監理審議会事務局)